

その他

令和6年7月31日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

講師派遣事業

- ◆ 全国の企業や学校等に、J-FLEC認定アドバイザー(J-FLEC講師)を派遣し、金融経済に関する出張授業(無料)を展開。【2024年8月以降受付開始】

2

イベント・セミナー事業

- ◆ 全国各地で、社会人の方や事業会社(経営者の方)、教員の方などを対象とした、お金に関する無料イベント・セミナーを開催。【2024年8月以降順次実施】

3

「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験事業

- ◆ J-FLEC認定アドバイザーによる個別相談の無料体験を、J-FLECにおいて、対面またはオンラインで実施。【2024年8月以降受付開始】

4

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業

- ◆ J-FLEC認定アドバイザーによる有料の個別相談をはじめて利用する方を対象に、相談料が80%オフ(1時間あたり最大8,000円まで割引)になる電子クーポン(3時間分)を配布。【今秋より配布開始】

5

学校等への支援事業

- ◆ 金融経済教育に関する研究活動などに取り組む学校を指定し、教育研究費の助成やアドバイス提供を実施。【2024年8月以降本格実施】

- 2024年8月以降、J-FLECホームページにおいて、標準講義資料の一般公開を開始する予定。
- 以下10種類の対象層別の標準講義資料をPDFで提供。

対象層別【一般公開】	
学校向け	小学生(低学年)
	小学生(中学年)
	小学生(高学年)
	中学生用
	高校生用
	大学生用
職域向け	～20代 若手層用
	～40代 中堅層用
	～60代 ベテラン層用
一般向け	シニア層用

(参考)テーマ別コンテンツ【非公開】	
公的年金	民間保険 (生保・損保)
私的年金	金融トラブル・ 消費者教育(学生)
iDeCo	金融トラブル・ 消費者教育(社会人)
NISA	成年後見制度
資産運用	贈与・相続
投資信託	終活
サステナブル	上記以外のテーマも 必要に応じ作成

※一般公開するため、一般の利用者が、標準講義資料を参考にすることが可能となる。一方、悪用防止の観点から、使用時はJ-FLEC資料からの引用であることの明記、一部抜粋の禁止などの注意点は公開とあわせて徹底予定。

- 地方を含めて、広く全国に金融経済教育の機会を提供していくためには、多様なステークホルダーとの連携を通じて、多くの学びの場をつくることが重要。
- 下表のとおり、J-FLECは関係団体との連携を強化。各地域でも同様に、ステークホルダーとのネットワーク構築が進展するよう、こうした活動状況を、随時、地方の事務局関係団体（財務局・財務事務所、都道府県金融広報委員会、日証協地区協会等）とも共有するなど、支援していく。

時期	各業界との連携状況
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● パンフレットを全国の事務局関係団体に発送、全国団体（首都圏に所在する経済・業界団体、文部科学省等）に対し、J-FLECに関する広報活動を実施（6月以降も継続）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国団体経由で、地方団体（全国団体が地方に持つ関係団体）にJ-FLECの広報活動への協力に関する通知文書を発出（文科省、社労士連合会など） ● 各金融業界にJ-FLECとの連携に関する通知文書を発出（全銀協、日証協等10協会）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ● 各金融業界（個別金融機関）への説明会および意見交換会を実施（イベント共催や講師派遣に関する具体事例の整理など） ● 日商・全国の商工会議所への説明会を実施

※ 8月以降、厚生労働省と連携して企業年金(DB・DC)向けに、J-FLECに関する周知も行う予定。

名称

金融経済教育推進機構

(英)J-FLEC: Japan Financial Literacy and Education Corporation

設立

2024年4月5日 ※ 本年8月より、本格稼働予定

資本金

10 億 5,729 万 6 千円

政府	:10 億 729 万 6 千円 (注)
日本銀行	:2,500 万円
全国銀行協会	:1,250 万円
日本証券業協会	:1,250 万円

(注)うち5千万円を除く 9 億 5,729 万 6 千円は、設立に係る初期費用に充てる予定。

職員数

約70名

ウェブサイト

<https://www.j-flec.go.jp/>



J-FLEC公式Xアカウント

https://x.com/J_FLEC?s=09



根拠法

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (2024年2月1日施行)

目的

適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(金融経済教育)を推進すること。

所在地

室町古河三井ビルディング (コレド室町2)
東京都中央区日本橋室町2-3-1 9F

